

短期滞在手術等基本料 1

2024年6月より大腸ポリープ切除術を施行された方に対し、短期滞在手術等基本料1の算定を行います。

大腸ポリープ切除など、日帰り手術を行うための環境（人員や医療設備などの充実度）及び当該手術等を行うために必要な術前・術後の管理、定型的な検査、画像診断等を包括的に評価する施設基準を満たしている場合に算定が認められるものとなります。

当院は上記の基準を満たしているとして、2024年5月24日付けで東海北陸厚生局から施設基準の認定を受けました。令和6年6月1日以降に日帰り手術を実施した際には、基本料金の加算が適用されることになり、患者さんの負担金額が変更となります。ご理解のほど宜しくお願いします。

なお、通常の検査（ポリープ切除を伴わない）、生検などの組織検査のみの場合には加算されません。